

資料提供  
令和7年3月18日  
課名：広島県土木建築局  
河川課  
担当者：水頭  
外線：082-513-3929

くろせがわ くろせがわ  
**黒瀬川水系黒瀬川等の  
特定都市河川指定に向けて  
流域自治体への意見聴取を実施します**

広島県では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、呉市及び東広島市を流れる二級河川黒瀬川水系黒瀬川等の特定都市河川指定に向けた関係者<sup>※</sup>への事前の意見聴取を実施します。

※黒瀬川水系黒瀬川等の流域をその区域に含む呉市及び東広島市の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 法改正により特定都市河川の指定要件が緩和されたことから、上流域における急速な市街化の進展などの課題に対応していくため、黒瀬川水系黒瀬川及びその支川を特定都市河川に指定し、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させていきます。
- このため、黒瀬川水系黒瀬川及びその支川の特定都市河川指定に向けて、法第3条第9項の規定に基づき、当該河川の流域に係る呉市長及び東広島市長と下水道管理者への意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

[添付資料]

- 別紙1 「流域治水」の本格的実践に向けて黒瀬川を特定都市河川に指定します。
- 別紙2 特定都市河川指定流域で雨水浸透阻害行為を行う際には流出抑制のための許可が必要になります。



# 特定都市河川指定流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要になります。

別紙 2



黒瀬川及びその支川が特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、呉市及び東広島市の許可が必要（貯留・浸透施設の整備）になります。

この雨水浸透阻害行為の許可制度は、新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模の以上の行為に対して、その対策を義務付けるものです。

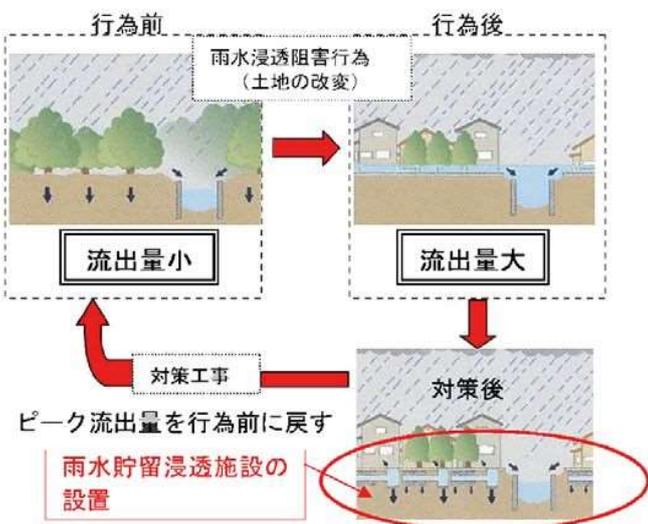
## 次のような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上）を行う際には…



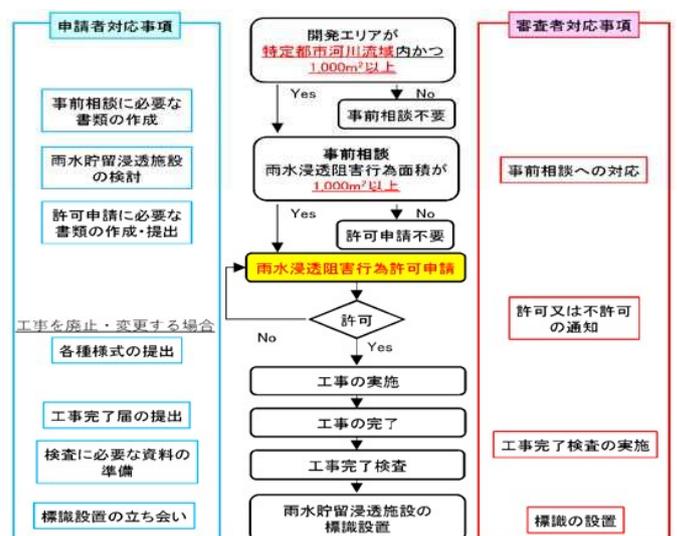
## 河川に流れ込む量を抑制するために雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要



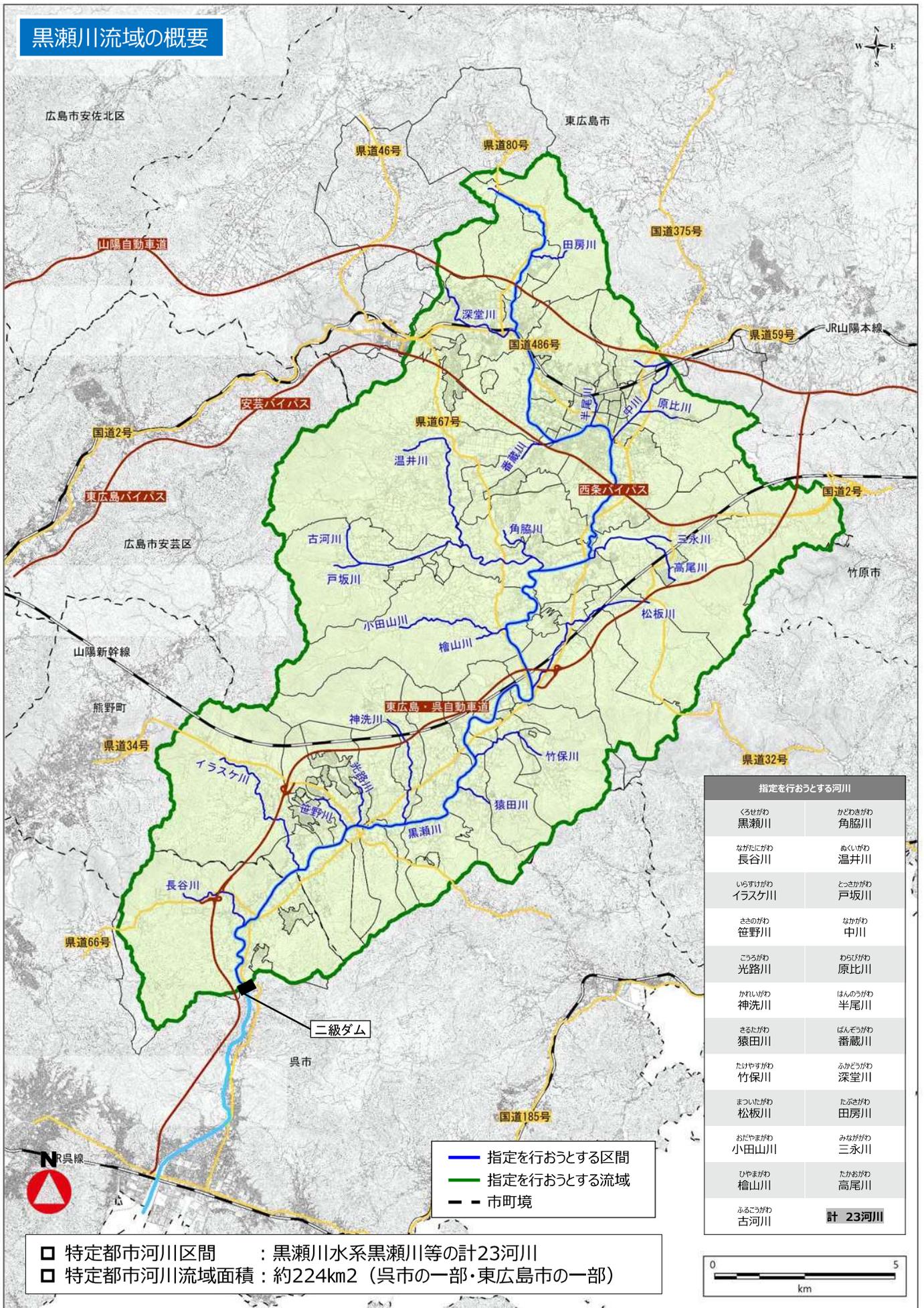
### 対策の概念



### 手続きフロー図



# 黒瀬川流域の概要



指定を行おうとする河川	
くろせがわ 黒瀬川	かどわかがわ 角脇川
ながたにがわ 長谷川	ぬくいがわ 温井川
いらすけがわ イラスケ川	とつきがわ 戸坂川
さきのがわ 笹野川	なかがわ 中川
こうろがわ 光路川	わらびがわ 原比川
かれいがわ 神洗川	ほんのうがわ 半尾川
ざるたがわ 猿田川	ばんそうがわ 番蔵川
たけやすがわ 竹保川	ふかどうがわ 深堂川
まついたがわ 松板川	たぶさがわ 田房川
おだやまがわ 小田山川	みながわがわ 三永川
ひやまがわ 檜山川	たかおがわ 高尾川
ふるこうがわ 古河川	<b>計 23河川</b>

— 指定を行おうとする区間  
— 指定を行おうとする流域  
— 市町境

- 特定都市河川区間 : 黒瀬川水系黒瀬川等の計23河川
- 特定都市河川流域面積 : 約224km<sup>2</sup> (呉市の一部・東広島市の一部)

